

介護老人保健施設 あさひ 入所利用契約書

(事業の目的)

第1条 介護老人保健施設あさひ(以下「当施設」という)は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護老人保健施設サービス、指定短期入所療養介護、及び指定介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ります。また一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という）は当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本利用契約書の目的とします。

(適用期間)

第2条 1. 本利用契約書は、利用者が介護老人保健施設利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者の変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2. 利用者は、前項に定める事項の他、本利用契約書及び重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、退所から3か月が経過している場合は除きます。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本利用契約書に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。また、介護老人保健施設サービスにおいては、要介護認定で要支援と認定された場合。
- ② 介護老人保健施設サービスにおいては、当施設において定期的に実施される入所検討会議において、退所し居宅において生活できると判断された場合。
- ③ 利用者の介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者及び扶養者が、本利用契約書に定める利用料金を2ヶ月以上滞納

- し、その支払を催促したにもかかわらず20日間以内に支払わない場合。
- ⑥ 利用者が、当施設、当職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
 - ⑦ 天災、災害、施設、設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合。

(施設サービス計画)

- 第5条 1. 当施設は、介護支援専門員に、契約者のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する業務を担当させます。
2. 担当介護支援専門員が、契約者のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する際には、契約者、契約者の後見人、契約者の家族、身元引受人等の関係者から事情をよく聞いて、契約者の有する能力や置かれている環境に基づいて、契約者が最も人間的で自立した日常生活を送れるように配慮します。
3. 契約者のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成・変更する際には、担当介護支援専門員が計画または変更案の段階で、契約者の後見人または契約者の家族（契約者に後見人がなく、かつ身寄りがないときは身元引受人）立会いの上、同計画案を契約者に対して説明し、同意を得ることとします。

(利用料金)

- 第6条 1. 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本利用契約書に基づく介護保険サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービス提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。（但し、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金に変更があります。）
2. 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。
3. 当施設は、利用者及び扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。（領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。）

(記録)

- 第7条 1. 当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。（実費相当分を請求します。）但し、扶養者その他の者

(利用者の代理人を含みます) に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 1. 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。(退職後も同様である。) 但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき業務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業者等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 1. 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2. 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び家族等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(非常災害対策)

第11条 1. 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難ハシゴ

2. 防災訓練 年2回の避難訓練と通報・消火訓練

(事故発生時の対応)

- 第12条 1. サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
2. 施設医師が医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
3. 前2項のほか、当施設は利用者及び家族等が指定する者、保健者（市町村）の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第13条 1. 利用者及び扶養者は、当施設に提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。
2. 苦情については保険者（市町村）、社会福祉協議会福祉サービス運営適正委員会事務局、国民健康保険団体連合会の窓口にも申し出る事ができます。

(賠償責任)

- 第14条 1. 介護保険施設サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(ボランティア及び実習について)

- 第15条 当施設は地域に根ざした施設作りを目指しており、ボランティアや研修の場として実習生を受け入れておりますので、ご了承ください。

(利用契約に定めのない事項)

- 第16条 1. この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。
2. 介護度又はサービス内容の変更において、居室移動をさせていただくことがあります。

<別紙>

個人情報の利用目的

介護老人保健施設あさひでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

{介護老人保健施設内部での利用目的}

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ―入退所等の管理
 - ―会計・経理
 - ―事故等の報告
 - ―当該利用者の介護・医療サービスの向上

{他の事業者等への情報提供を伴う利用目的}

- ・当施設が利用者等の提供する介護サービスのうち
 - ―利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所・長寿あんしん相談センター等の連携（サービス担当国会議等）照会への回答
 - ―利用者の診療等にあたり、外部の医師等への意見・助言を求める場合
 - ―検体検査業務の委託その他委託業務
 - ―家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - ―保険事務の委託
 - ―審査支払機関へのレセプトの提出
 - ―審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

{当施設の内部での利用に係る利用目的}

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ―医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ―当施設において行われる学生の実習への協力
 - ―当施設において行われる事例研究

{他の事業者等への情報提供に係る利用目的}

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ―外部監査機関への情報提供

施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき説明を受け、内容に同意し、
交付を受けました。

令和 年 月 日

住所 鹿児島市泉町 8 番 2 号
 事業者名 社会医療法人 天陽会
 介護老人保健施設あさひ
 管理者氏名 厚地 伸彦 印

ご契約者 住所

(利用者) 氏名 印

代理人 住所

(ご家族) 氏名 印

契約者（利用者）とのご関係

*上記の契約を証するため、本通2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。